

# 山梨県公報

号外第五十九号

平成二十九年

十一月二十一日

火曜日

## 附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

## 目次

### 条 例

○ 地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会条例及び山梨県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例……………一

## 条例のあらまし

○ 地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会条例及び山梨県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例(条例第三十六号)(医務課)

1 地方独立行政法人法の一部改正に伴い、次の条例について規定の整理をすることとした。

(一) 地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会条例

(二) 山梨県公立大学法人評価委員会条例

2 この条例は、平成三十年四月一日から施行することとした。

## 条 例

地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会条例及び山梨県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十一月二十一日

山梨県知事 後 藤 齋

### 山梨県条例第三十六号

地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会条例及び山梨県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第十一条第三項」を「第十一条第四項」に改める。

一 地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会条例(平成二十一年山梨県条例第九号)第一条

二 山梨県公立大学法人評価委員会条例(平成二十一年山梨県条例第五十号)第一条

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番